

3 医国第 125669 号
令和 4 年 3 月 8 日

各関係団体 御中

香川県知事 浜田 恵造

「まん延防止等重点措置」の延長に伴う対策について

全国的に、感染力が非常に強いオミクロン株が猛威を振るう中、香川県においても感染が急拡大し、医療提供体制への影響が懸念されたため、1月21日から3月6日までの間、まん延防止等重点措置が適用され、現在、県下全域を措置区域として感染防止対策の強化を図っているところです。

全国の感染状況としては、緩やかに減少傾向にあるものの、香川県においては、2月18日、495人と過去最多を大幅に超える新規感染者が発生して以降、依然として高い水準で推移しており、高松市や中讃地域を中心に県内全域で、学校や保育所、高齢者施設等に広がっており、感染の連鎖が続いている状況にあります。

今後、さらにこうした事態が進むと、保健所の負担が一層大きくなるとともに、医療提供体制がひっ迫し、医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応が難しくなるだけでなく、医療従事者が不足する事態となるなど、通常医療や救急医療にも大きな影響が生じるため、今、感染の連鎖を断ち切る必要があることから、国に対し、重点措置を延長するよう要請し、3月4日の政府対策本部において、措置期間が、3月21日まで延長されることが決定されました。

本県では、3月5日から21日までの間を、「感染防止対策集中取組期間」に位置付け、集中的に対策に取組むことで、感染の拡大を抑えていきたいと考えています。

県民の皆さんには、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「不織布マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策の徹底に加えて、特に、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、飲食は、なるべく少人数で黙食を基本としていただき、会話をする際にはマスクの着用を徹底とともに、家庭内においても、定期的な換気やこまめな手洗いの徹底をお願いします。

事業者の皆さんには、業種別ガイドラインの遵守の徹底や、事業継続計画の再確認、策定、テレワーク等の活用などについて、改めてお願ひします。

つきましては、貴職におかれまして、「知事から「まん延防止等重点措置」の延長に伴う県民の皆さんへのお願ひ」(資料1)、「香川県まん延防止等重点措置」(資料2)、「イベント等の開催に係る留意事項について」(資料3)の貴団体の職員の皆様及び関係先への周知並びに感染防止対策の徹底につきまして、ご協力をお願ひします。